

政令第百二十三号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項及び第三項並びに第三十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五人」を「六人」に改める。

第二十一条第一項中「三課」の下に「並びに捜査支援分析管理官一人」を加え、同条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び犯罪収益移転防止管理官一人」を削り、「企画分析課」を「組織犯罪対策企画課」に改める。

第二十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とする。

第三十条を削り、第三章中第二十九条を第三十条とする。

第二十八条第一号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第二号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条第三号中「企画分析課」を「組織犯罪対策企画課」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条の見出しを「（組織犯罪対策企画課）」に改め、同条中「企画分析課」を「組織犯罪対策企画課」に改め、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の施行に関する事

八 犯罪による収益の移転防止に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み及び外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（捜査支援分析管理官）

第二十五条 捜査支援分析管理官は、次の事務をつかさどる。

- 一 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に関する事
- 二 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関する事
- 三 犯罪統計に関する事

四 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する

法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関すること。

第四十七条第二項中「、関東管区警察局にあつては総務監察部に代え総務部及び監察部を」を削り、「総務監察部及び」を「、総務監察部及び」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 理由

警察事務の実情に鑑み、警察庁長官官房に置かれる参事官の数を六人とし、警察庁刑事局に捜査支援分析管理官一人を置く等の必要があるからである。